

1. 交通規制作業手順書

1) ランプ路肩規制の作業手順(2-1)

制定・改訂日 2025.3.27

	内 容	留 意 事 項
準備工	<ul style="list-style-type: none"> 作業箇所の確認及び規制予定提出(規制位置の線形確認等) 作業打合せ(KV活動) 作業人員・車両・保護具・発炎筒等の資材の確認(規制責任者の選任) 保護具の確認 業務用プレート確認 工事用車両出入の合図の確認 路肩規制のチェックリスト活用 使用機械・器具の点検 積み荷の確認・規制箇所との規制材数量確認 	<ul style="list-style-type: none"> 安全打合せ書による 作業分担・配置の確認 安全打合せ書による 車両の点検結果報告 運行前点検表による 誘導位置は交通の流れの確認できる場所とする。 作業別安全チェックリスト 出入り口看板、グリーンキャップの用意 運行前点検・持ち込み点検等による(工事用車両の表示) 積み荷確認書による
作業開始 規制連絡 規制材の設置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話等により会社への報告 保安員設置による規制機材の設置(極力 防護柵の外の安全な位置を歩行する) 路肩・ランプ設置区別(規制図による) 規制図に基づき標識を設置する。線形の悪い場所では標識や、矢印板を増設する。 移動時の作業員、保安員は助手席やライトバンに乗車する。(荷台の乗車禁止) 移動時は標識類をシート等で必ず固定する 	<ul style="list-style-type: none"> 規制予定整理番号確認・会社(発注者)飯田保全SCへの規制連絡 黄旗等による一般車への注意喚起(線形の悪い場合は保安員の増員) 車両移動時の合図の確認 複数人数による標識運搬 標識の強固な固定及び転倒防止用ロープ(8mm以上)の設置 ガードケール設置時は、住民側に設置 輪止めの設置(運転手に降車の必要がない場合は除く) 駐車時、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のみハンドル切りを行う。
テーパー部設置	<ul style="list-style-type: none"> 路肩規制は矢板6枚路肩に配置しテーパーを設置する オフランプ右側路肩規制の場合、ゼブラ上に設置する振分矢印板(2~3枚)が設置できる位置からとする。 オフランプ右側路肩規制のような特に危険な箇所では、発炎筒等を増設し一般車に注意喚起する。 テーパー終了箇所に標識車を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 規制箇所を前日に把握し非常駐車帯に合わせ工事予定を計画する 矢印板は、専用ウェイト及び土囊を取付け、転倒防止する。 (ロープで防護柵支柱等に固定可能な矢板は、土囊を設置しなくても良い) 標識車のハンドルきり止めめの確認
ラバコン設置	<ul style="list-style-type: none"> ラバコンを10m~20m間隔に設置する 線形が悪い場合は、10m間隔に設置 工事箇所手前にとまるくん 3基(25.5 5m手前)または防護車を設置する V字型のラバコンは通行帯側が山側となるよう設置する事 台車を使用しラバコンを設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 荷台の整理整頓 車両出入り口は作業員の立入禁止
交通監視	<ul style="list-style-type: none"> 交通監視員は、現場より10m程度手前の防護柵内側等の安全な位置で監視し、異常があれば是正する 	<ul style="list-style-type: none"> 監視位置は規制側で実施 後退誘導等は、運転手より見える位置で行う
ラバコン・テーパー部解除	<ul style="list-style-type: none"> 台車等使用し人力にてラバコン・矢印板を積みこむ オフランプ右側路肩規制のような特に危険な箇所では、発炎筒等を増設し一般車に注意喚起する。 	<ul style="list-style-type: none"> 積み荷の固定確認 後退誘導実施
規制材撤収	<ul style="list-style-type: none"> 保安員を先頭に徒歩にて規制材を倒し、非常駐車帯に人力で運搬する(極力 防護柵の外の安全な位置を歩行する) 積みこみ完了後、規制解除連絡を会社に携帯電話等で連絡する 本線移動時の作業員、保安員は助手席やライトバンに乗車する。(荷台の乗車禁止) 回送時は標識類をシート等で必ず固定する 	<ul style="list-style-type: none"> 積み荷の確認 規制予定整理番号確認・会社(発注者)飯田保全SCへの規制連絡 荷通り時通行帯側へは出ないこと。 輪止めの設置(運転手に降車の必要がない場合は除く) 駐車時、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のみハンドル切りを行う。 規制材を2人で積込む場合は声を掛け合い意思疎通を図る

注意事項

- 車両出入り口箇所はグリーンキャップを設置しラバコン間隔を40mとる
- 車両出入り口箇所は作業員の立入禁止とし待機する場所は入り口手前(上流側)の防護柵の外及び安全な場所で待機する
- 車両進入後、入り口として使用しない場合は、ラバコンを通常の位置に戻す
- 誘導位置は交通の流れの確認できる場所とする。
- 矢印板の設置撤去は見張り員を配置し発炎筒を2本使用して実施
- 規制設置・撤去時 標識支柱を点検し、劣化している物は直ちに交換する
- 積み荷完全確認(規制材を2人で積込む場合は声を掛け合い意思疎通を図る)
- 一人作業の禁止
- その他の詳細は交通規制マニュアル(工事規制の実施方法及び規制ルール)に準ずる
- 発炎筒をLED発炎筒への読み換えを可能とする。

作業編成標準	員数	資機材
規制責任者	1名	トラック(機材車)
交通監視員	1名	標識車・発炎筒・黄旗

安全器具・保護具確認	
ヘルメット	安全靴
反射(自発光)チョッキ	発炎筒
反射スリッパ	黄旗(カラマンデー)・警光棒
手袋	警笛